

騒音障害防止のためのガイドライン見直し骨子案

令和 3 年 12 月

(1) 目的

(2) 対象とする騒音作業等

等価騒音レベル 85dB(A) 以上となる可能性の高い作業場における業務を広く対象に含める。具体的には、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる作業場における業務とし、

- 別表第 1（労働安全衛生規則第 588 条に掲げる屋内作業場）については現行どおり 8 作業場とする。
- 別表第 2 については、「等価騒音レベル 85dB(A) 以上となる可能性の高いあらゆる作業場」を対象とすることを明記しつつ、可能な範囲で、候補となる作業場及び対象とする工具等を例示する。
- 別表第 2 の中に例示する対象作業場は、現行の 52 作業場を基本としつつ、サービス産業や建設業などの作業場も視野に入れて追記する。

(3) 安全衛生管理体制とリスクアセスメント

- 原則として、事業場ごとに騒音障害防止対策の担当者（衛生管理者等）を定めて組織的かつ継続的に対策を実施する。作業環境測定及び設備による騒音低減措置等については、必要に応じて関係事業場の協力も必要である。
- 騒音ばく露レベルを把握して騒音障害リスクを見積もることにより、リスクに応じて必要な措置を選択して対策を講ずる。

(4) 作業環境管理（騒音ばく露レベルの把握）

- リスクに応じた管理の観点からは、騒音ばく露レベルの把握が必要である。
- 屋内作業場については、原則として、6 か月以内ごとに 1 回、作業環境測定を行い、結果を評価することにより、単位作業場所において業務を行う労働者の騒音ばく露レベルを把握する。ただし、遊技場ホールにおける顧客対応等の業務など、作業環境測定により労働者の騒音ばく露レベルの把握が困難な場合はこの限りでない。
- 屋内作業場についての作業環境測定は、作業環境測定基準に規定する方法により行い、ガイドラインに従って管理区分を決定する。
- 坑内作業場については、原則として、定期的に、騒音作業場についての定点測定を行い、結果を評価することにより、坑内作業場における所定

の業務に対する騒音ばく露レベルを把握する。ただし、シールドトンネル工事におけるバッテリー軌道車の運転等の業務など、定点測定により労働者の騒音ばく露レベルの把握が困難な場合はこの限りでない。

- 屋外作業場については、現行ガイドラインに定められた正しい定点測定が困難である等により行われていない現状にあることにかんがみ、原則として、個人ばく露測定を行い結果を評価することにより、対象とする労働者の騒音ばく露レベルを把握する。作業環境測定及び定点測定により労働者の騒音ばく露レベルの把握が困難な場合についても、個人ばく露測定を行い結果を評価することとする。
- 坑内作業場及び屋外作業場における測定結果の評価は、日本産業衛生学会が定める許容基準に基づき行う。
- 屋外作業場であって個人ばく露測定等の実測が困難な場合においては、適切な代替方法により労働者の騒音ばく露レベルを推計することとする。

(5) 騒音ばく露低減のための措置

- 騒音発生源、伝ば経路、作業側における対策を組み合わせ適切に講ずることにより、労働者の騒音ばく露を等価騒音レベル 85dB(A) 未満とするよう低減化を図る。
- 屋内作業場においては、作業環境測定の結果、第2管理区分又は第3管理区分とされた単位作業場所について、これらの対策が必要となる。
- これらの対策を講じたときは、再度、騒音ばく露レベルの把握を行うことにより対策の効果を確認することとする。
- 屋内作業場においては、作業環境測定の結果、第3管理区分とされた単位作業場所については、騒音を発する場所であることを標識等により明示する必要がある。

(6) 聴覚保護具の使用その他の作業管理

- 騒音ばく露低減の措置を講じても等価騒音レベル 85dB(A) 未満とならない場合は、騒音発生源に近づく作業に着目して作業方法の改善を行うなど、作業管理を適切に行う。
- 騒音ばく露レベルの測定結果等に応じて、適切な聴覚保護具を選定する。
- 聴覚保護具の選定に当たっては、JIS T8161-1に基づき測定された遮音性能を目安とし、現場作業の安全確保や意思疎通も考慮に入れて、必要かつ十分な遮音性能のものを選定するよう留意する。
- 等価騒音レベル 85dB(A) 以上となる作業場における業務においては、労働者の実際の騒音ばく露を等価騒音レベル 85dB(A) 未満とするよう、聴覚保護具を正しく着用させる必要がある。
- 騒音ばく露低減のための措置、作業方法の改善及び聴覚保護具の使用によっても労働者の実際の騒音ばく露を等価騒音レベルが 85dB(A) となる

ときは、1日の騒音作業に従事する時間を制限することにより、許容基準を満たす必要がある。

(7) 健康管理

ア 雇入時等健康診断

等価騒音レベル 85dB(A)以上となる可能性の高い作業場における業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、以下の聴力検査を含む健康診断を行う。ただし、騒音ばく露低減のための措置等を講じた結果、当該業務による騒音ばく露レベルが85dB(A)未満であることが明らかとなる労働者を除く。

- 気導純音聴力レベル測定法による聴力検査を行う。
- 高音域の周波数として、4,000ヘルツ、6,000ヘルツ及び8,000ヘルツについての検査を含むこととする。

イ 定期健康診断

アの対象者に対し、6か月以内ごとに1回、以下の聴力検査を含む一次検査を行う。ただし、過去の定期健康診断において異常が認められた者については、一次検査を行わずに二次検査を行うこととして差し支えない。

- 1,000ヘルツについては30dB、4,000ヘルツについては25dB及び30dBの音圧レベルにおける選別聴力検査を行う。
- 1,000ヘルツ又は4,000ヘルツについて30dBの音圧レベルにおける計測で異常が認められた者及び医師が必要と認める者については、気導純音聴力レベル測定法による聴力検査（雇入れ時等健康診断と同様）を含む二次検査を行い、健康管理区分を決定する。
- 6か月以内に行われた作業環境測定結果に基づく結果の評価が第1管理区分である単位作業場所で業務に従事する労働者、及び個人ばく露測定等により騒音ばく露レベルが85dB(A)未満とされた業務に従事する労働者に対しては、定期健康診断を省略することができる。

(8) 労働衛生教育

対象作業場における業務に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、騒音の人体に及ぼす影響、騒音ばく露を低減するための作業方法、聴覚保護具の使用方法についての労働衛生教育（1時間程度）を行う。

対象作業場における業務については、作業に従事する労働者の騒音ばく露を低減するための措置を行わせる管理者（衛生管理者等）を定め、当該管理者に対し、騒音の人体に及ぼす影響、騒音ばく露レベルの把握、騒音ばく露を低減するための措置、聴覚保護具の使用方法、改善事例及び関係法令についての労働衛生教育（5時間程度）を行う。

対象作業場の整理案

対象作業場（現行）

		作業環境測定	定点測定
別表第1	安衛則第588条に掲げる作業場	○義務	×
別表第2	坑内の作業場 (46),(47)など	—	○
別表第2	屋外作業場 (1),(16),(41),(43),(47),(48),(49),(50)など	—	未実施
別表第2	屋内作業場 (1),(2),(3),(4)など	○告示を準用	—

対象作業場（見直し案）

		作業環境測定	定点測定	ばく露測定
別表第1	安衛則第588条に掲げる作業場	○義務	×	×
別表第2	坑内の作業場 (46),(47)など	—	○	
	坑内作業場 バッテリー軌道車など	—		◎固定は可
	屋外作業場 (1),(16),(41),(43),(47),(48),(49),(50)など	—		◎
	屋外作業場 ドラムパーカーなど	—		◎
	屋内作業場 (1),(2),(3),(4)など	○告示を準用		
	屋内作業場 著しい音響の下で継続して行う顧客対応等の業務など			◎
	85dB(A)以上のその他の業務			◎

リスクに応じた措置の選択案

